

# WRO 大阪統括実行委員会

## 会員規約

### 第1条 規約の範囲

本規約は、WRO 大阪統括実行委員会（以下、当団体という）の定款に定める会員となった団体、企業または個人に適用する。

### 第2条 当団体の目的

当団体は、子供たちに対して、科学教育に関する事業を行い、科学技術の振興、学術、分化の振興、及び子供の健全育成に寄与することを目的とする。

- (1) 科学技術の振興を図る活動。
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 子供の健全育成を図る活動
- (4) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

### 第3条 会員種別

当団体の会員は、次の3種とする。

#### 1. 正会員(団体・個人)

当団体の目的に賛同して入社(以下入会とする)の申し込みをし、理事会にて入会を承認された団体及び個人。総会において団体会員及び個人会員は、各1個の議決権を有する。

#### 2. 一般会員(団体・個人・学生)

当団体の目的に賛同して入会の申し込みをし、理事会にて入会を承認された団体または個人、及び学生（大学院、大学、短期大学及び高等専門学校の学生）。総会における議決権は有しない。

#### 3. 名誉会員(個人)

当団体の事業に関連して、功労のあった個人。

### 第4条 入会

当団体の目的に賛同し、入会した者を会員とする。会員となるには、当団体所定の様式による申し込みをし、理事会の承認を得るものとする。

### 第5条 会員の入会承認の手続

入会申込み受け後、理事会の承認をもって会員となる。理事会は、入会申込者が、以下の項目の一つにでも該当する場合は、入会の承認をしない場合がある。

- (1) 当団体の趣旨に賛同していないと判断した場合。
- (2) 過去に規約違反等により、資格の取消しが行われていることが判明した場合。
- (3) 入会申込書の記載内容に虚偽の記載があったことが判明した場合。
- (4) 会員になろうとするものの事業または商品が法令に違反している場合、もしくは著しく社会規範に反する場合、または、その恐れがあると判断したとき。
- (5) その他、会員とすることを不相当と判断した場合。

### 第6条 会費及び事業参加費

1. 会員の入会金及び会費は無料とする。
2. 会員は、当団体の事業等に参加するにあたり、別途参加費等が必要となった場合は、これを支払うものとする。

## 第7条 会員の事業参加について

1. 会員は、当団体の事業に参加するにあたり、イベント（競技大会等）ごとに定める参加規約に同意し、参加するものとする。
2. 会員は、当団体の事業に参加するにあたり、当該イベント（競技大会等）の参加規約を遵守する義務を負うものとする。
3. 当団体の事業等に参加し、当該イベント（競技大会等）の参加規約違反（禁止事項）が判明した場合、別に定める「WRO 大阪統括実行委員会の事業におけるイベント競技結果の再審議ガイドライン」に基づき、再審議を行うものとする。
4. 当団体の事業等に参加し、当該イベント（競技大会等）の参加規約違反（禁止事項）が判明した場合、イベント（競技大会等）終了後であっても、公式記録の取消、全国大会や世界大会への選抜を取り消すものとする。

## 第8条 有効期間

会員資格の有効期間は1事業年度とする。ただし、入会初年度については、入会を見つめられたときから、その年の事業年度の期間内とし、以後については、第8条による退会の申し出、または第9条による除名若しくは第10条による会員資格の喪失がない限り、自動的に1年ごとに更新されるものとする。

## 第9条 退会

会員は、いつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当団体に対して予告をするものとする。

## 第10条 除名

1. 正会員が、当団体の名誉を毀損し、当団体の目的に反するような行為をし、正会員としての義務に違反するなど、除名すべき正当な理由があるときは、総会の決議によりその正会員を除名することができる。
2. 一般会員及び名誉会員が、当団体の名誉を毀損し、当団体の目的に反するような行為をし、一般会員及び名誉会員としての義務に違反するなど、除名すべき正当な理由があるときは、理事会の決議により、当該会員を除名することができる。

## 第11条 会員の資格喪失

会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (4) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (5) 正当な理由なく、1年以上参加費等を滞納したとき。
- (6) 会員が、上記該当時点で発生している参加費等その他の債務等、当団体に対して負担する債務は、会員資格喪失後も、その債務が履行されるまで消滅しない。債務については、その一切を一括して履行するものとする。会員が上記資格喪失事項に該当することで当団体が損害を被った場合、当団体は会員に対して損害賠償を請求することができるものとする。

## 第12条 変更の届出

会員は、登録した会員情報に変更が生じた場合は、遅滞なく当団体所定の様式で当団体に変更の届出をするものとする。前項の届出がなかったことで会員が不利益を被った場合であっても、当団体は一切その責任を負わない。

### **第13条 規約の変更**

本規約の改廃は、理事会の決議を経るものとし、会員の同意なく本規約の内容を適宜、変更できるものとする。本規約を変更した場合、当団体ホームページに掲載するなど、適宜、会員に対して通知するものとする。

### **第14条 準拠法及び専属的合意管轄裁判所**

本規約は日本法に準拠し、本規約及び WRO 大阪統括実行委員会の定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。本規約に関して訴訟等の必要が生じた場合は、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本規約は、2022年6月11日より実施する。

「WRO 大阪統括実行委員会 会員規約 Rev. 2. 0」